



500kV 飛驒分岐線新設
環境影響評価準備書要約書



事業計画の概要①

◎事業者の氏名及び住所

氏名：中部電力株式会社
代表取締役社長 勝野 哲
社長執行役員
住所：愛知県名古屋市東区東新町1番地

◎対象事業の名称、種類

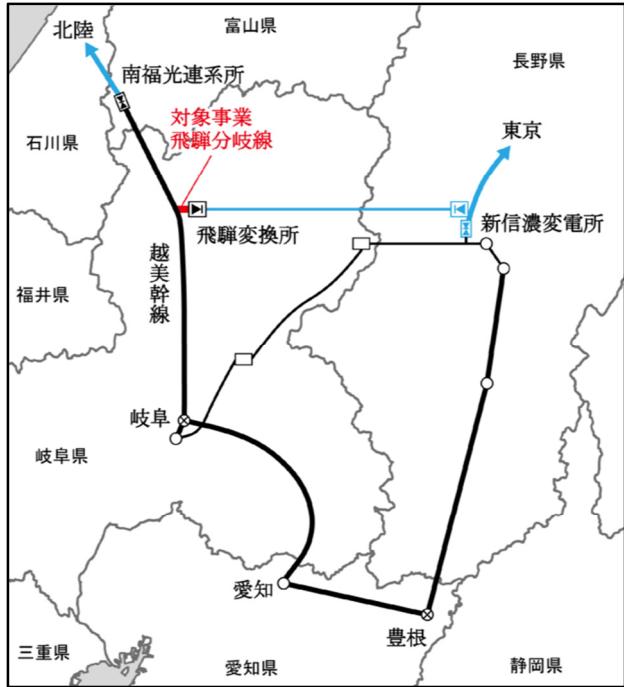
名称：500kV飛驒分岐線 新設
[500kV東京中部間連系変換所分岐線(仮称)を名称変更]
種類：電気工作物の建設 電線路の設置（電圧25万V以上）
(岐阜県環境影響評価条例 対象事業)

◎対象事業の目的

東日本大震災における大規模電源の被災等により全国大で電力の供給力が大幅に不足する事態が発生したことを受け、平成25年1月に電力系統利用協議会（現 電力広域的運用推進機関）より、東京中部間連系設備を90万kW増強することが必要であり、東京電力新信濃変電所交直変換設備を増強し、長野方面で直流送電を活用して連系することにより、平成32年度を目標に運用開始を目指すと提言された。

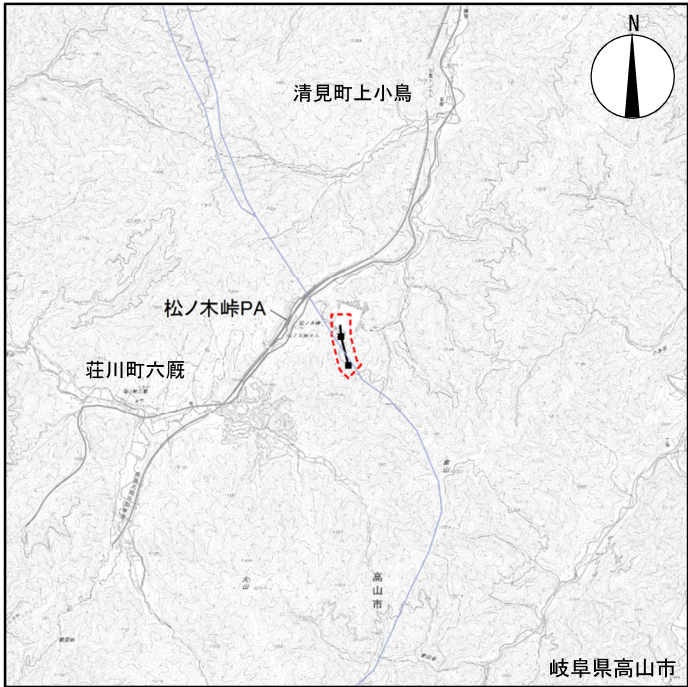
このため、一般電気事業者9社（電力9社）は、国、関係機関等のご支援を賜りながら連系設備増強に取り組み、弊社は連系に必要な飛驒変換所及び同変換所と越美幹線を結ぶ飛驒分岐線を、平成32年度末までに新たに建設する。

◎対象事業概要図



- 対象事業
■ 飛驒分岐線
- その他設備
■ 送電線（500kV）
○ 開閉所
■ 送電線（275kV）
○ 変電所
■ 交直変換設備
■ 発電所
- 他社設備
■ 送電線（500kV）
■ 送電線（±200kV）
■ 交直変換設備

◎対象事業実施区域位置



- 対象事業実施区域
■ 越美幹線（既設）
- 計画路線
■ 鉄塔
■ 電線

◎対象事業の内容

区 間		自：越美幹線No. 115 至：飛騨変換所	が い し	320mm 懸垂がいし		
亘 長		約0.5 km	架空地線	種類	アルミ覆鋼より線	光ファイバー内蔵型 アルミ覆鋼より線
電 圧		500 kV		太さ	180 mm ²	120 mm ²
回 線 数		2 回線		導 体 数	1 導体	1 導体
電 線	種類	アルミ覆鋼心アルミ合金より線		条数	1 条	2 条
	太さ	410 mm ²	線幅	約 26 m		
	導 体 数	4 導体	鉄塔	型式	鋼管四角鉄塔又はアングル四角鉄塔	
	条数	24 条		高さ	70 m ～ 140 m	
	線幅	約 21 m		基数	2 基	

◎標準構造

鉄 塔

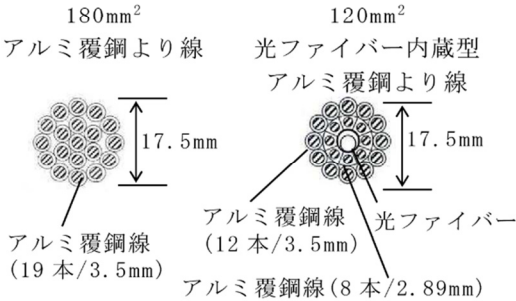
高さ 70m～140m



架空地線
線幅 約 26m

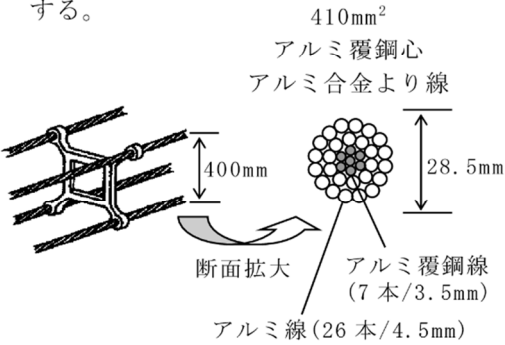
架空地線

雷による停電故障を低減させるために、避雷針の役目をする。



電 線

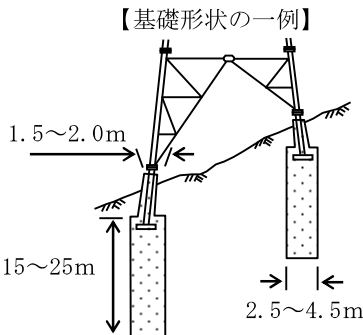
電気を流す導体。4本を束ねて1組とする。



基 礎

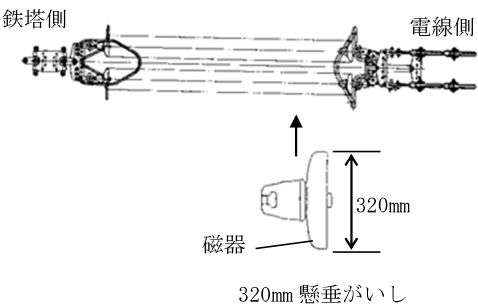
地形に合わせて鉄塔の脚の長さを調整し、自然地形を変えないようにする。

なお、基礎は地盤条件に応じた形状とする。



がいし

磁器製の絶縁物であり、鉄塔に電気が流れないようにする。

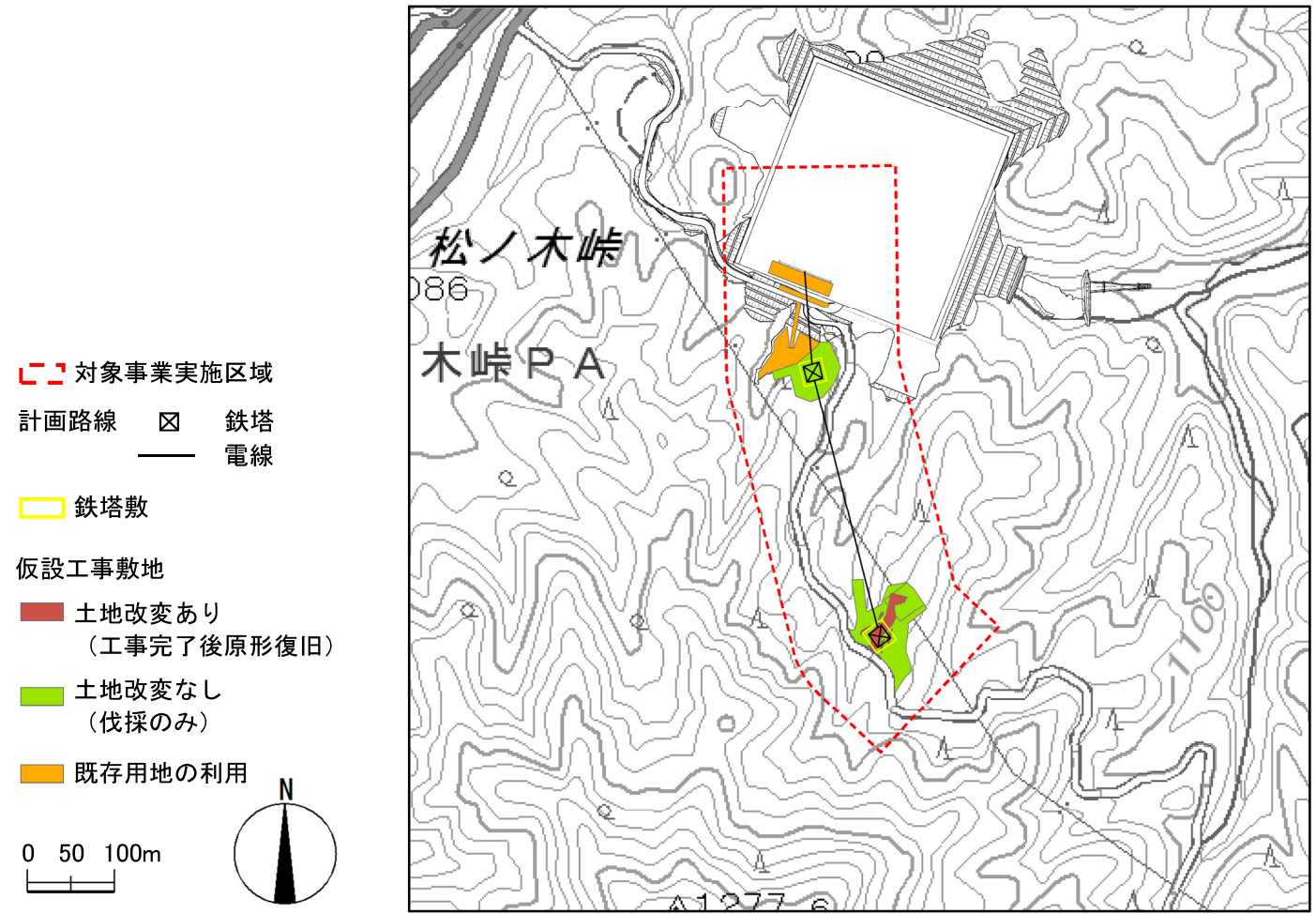


事業計画の概要②

◎土地利用計画

設備用途		箇所数	用途別面積（㎡）		全体面積（㎡）
本設備	①鉄塔敷	2 箇所	2, 000		15, 000
	②鉄塔・架線工事用地（エンジン場等）	2 箇所	10, 000	小計 13, 000	
仮設備	③仮建物（事務所）	1 箇所	1, 000		
	④資材置場	2 箇所	2, 000		

◎設備計画



◎工事工程

	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
準備工事		10月着手						
基礎工事								
組立工事								
架線工事								
緑化工事								3月完工

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

計画路線が通過する岐阜県高山市のうち、岐阜県環境影響評価条例の対象事業実施区域から約 3km の範囲について、既存の文献・資料等により把握した自然的状況及び社会的状況の概況は以下のとおり。

<自然的状況>

～動 物～

天然記念物、希少野生動植物種、レッドデータブック記載種等の貴重な動物として、115 種が確認されている。

～植 物～

○植生

オオバクロモジミズナラ群集と、スギ・ヒノキ・サワラ植林やカラマツ植林が広く分布し、谷地にはサワグルミ林も分布する。谷間等の平坦地には水田雑草群落等が分布する。

○貴重な植物

レッドデータブック記載種等の貴重な植物個体として、283 種が確認されている。

～景 観～

主要な景観資源として 5 地点、主要な視点場として 6 地点が確認されている。

<社会的状況>

～土地利用計画～

国土利用計画法で定める 5 地域のうち農業地域及び森林地域の指定はあるが、都市地域、自然公園地域及び自然保全地域の指定はない。

～法令等の規制～

○史跡・名勝・天然記念物等の指定状況

高山市指定の天然記念物等 5 件、埋蔵文化財包蔵地 6 件が存在する。

○保安林・国有林の状況

地域森林計画対象民有林、保安林、国有林が存在する。

○砂防指定地等の指定状況

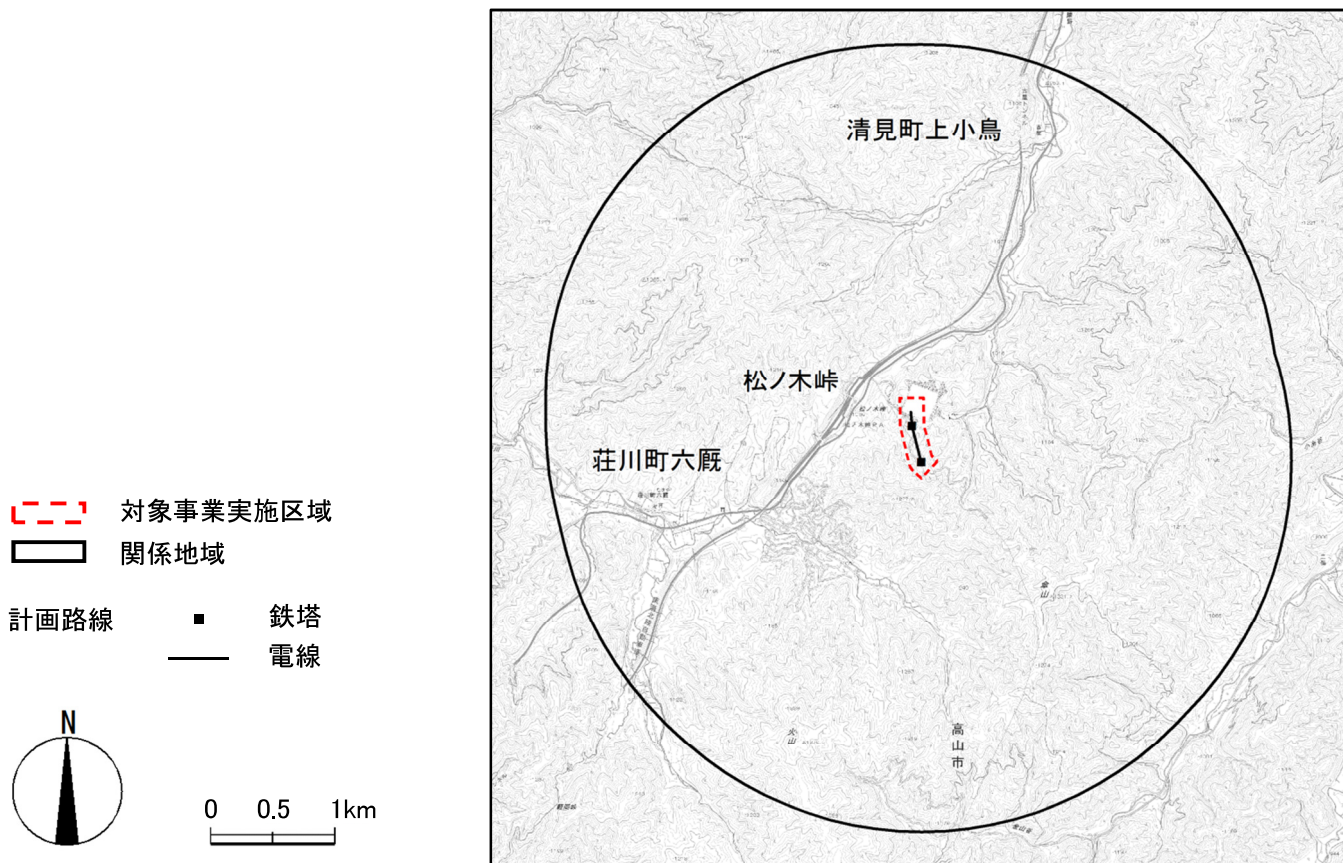
砂防指定地、土砂災害警戒区域が存在する。

○景観計画区域(高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例)の指定状況

概況調査地域全域が景観計画区域に指定されている。

関係地域の範囲

本事業の実施により、環境に影響を及ぼすおそれのある関係地域の範囲は、岐阜県高山市のうち、岐阜県環境影響評価条例の対象事業実施区域から約 3km の範囲とする。



調査等の環境項目の選定

環境項目		公害の防止に係るもの											自然環境及び歴史的文化的環境の保全並びに景観の保持に係るもの						
		大気質	水質・底質・地下水	土壌	騒音	振動	地盤	悪臭	廃棄物	温室効果ガス	電波障害	日照障害	地形・地質	動物	植物	生態系	触れ合い活動の場	文化財	景観
環境影響要因																			
工事の実施	工事用仮設備の設置													○	○	○			○
	工事敷の造成													○	○	○			○
	鉄塔基礎設置部の掘削													○	○	○			
	樹木の伐採													○	○	○			○
	工事用車両の走行													○		○			
	建設機械の稼働													○		○			
工作物の存在	電線路の存在										○		○		○			○	
人の活動	電線路の稼働																		

(注)○印は影響があると予想されるもの。

第一次住民等意見書・第一次知事意見書の意見及び事業者の見解

本事業に係る環境影響評価方法書に対する第一次住民等意見書の意見及び事業者の見解、第一次知事意見書の意見及び事業者の見解は以下のとおり。

項目	住民等意見・知事意見	事業者見解
事業計画	◎本件計画では、変換所と変換所分岐線を平成32年度末までに新たに建設すると説明しているが、方法書に記載している対象は分岐線の高圧鉄塔2基のみである。変換所は別途環境影響を行うのか否か説明を求める。変換所が法や条例に基づく環境影響評価の対象外であるとしても、自主的に本件環境影響評価に含めて評価を行うよう強く求める。	◇変換所は「岐阜県環境影響評価条例」の対象ではありませんが、「岐阜県自然環境保全条例」の対象として、条例に基づいた調査と環境への影響を予測・評価して、適切に対処しています。
調査等の環境項目の選定	◎方法書のp.89の環境項目に電磁波がないが、人が集まる場所としては、東海北陸自動車道下り線松ノ木峠パーキングエリアも近く、また、既設の越美幹線を通る電力量が増えることも含めて電磁波を環境項目とし、評価を行うべきである。 ◎WHOの要請により、1999年から3年間、高圧送電線などから発生する磁界の影響について国立環境研究所が中心となって進めた疫学調査、いわゆる兜研究によると、4ミリガウス以上の磁界被曝で小児白血病発症リスクが2倍以上という結果が得られたことが知られている。この数値はイギリス放射線防護局内に設置された非電離放射線諮問委員会の示した「4ミリガウスで小児白血病リスクが2倍」との結果と合致する。また、スウェーデンのカロリンスカ研究所の疫学調査結果が1992年に発表され、2ミリガウス以上で小児白血病のリスクが2.7倍、3ミリガウス以上で3.8倍と報告されているという。更に翌93年にはデンマークとフィンランドでも疫学調査報告が出て、この二つとカロリンスカ研究所のものも含めて「ノルディック報告」として2ミリガウス以上で小児白血病2.1倍と発表されている。 ◎近年は電子機器の発達により、日常的に多くの電磁波に曝される機会が多く、特に子どもへの影響や電磁波過敏症の問題等を考えると、前述の知見を踏まえて予防原則に立った対策を講じることが必要である。 本件環境影響評価においては、必ず電磁波についての評価を行うよう強く求める。	◇松ノ木峠パーキングエリア付近での、越美幹線の電線に最大容量を流したとしても法令*で定める200μT(2000ミリガウス)よりも十分低い値であることを確認しています。 ◇居住環境における電磁界の長期間ばく露と小児白血病の発症増加との関連について、世界保健機関(WHO)は因果関係と見なせるほどには強くないと結論づけています。このことから、疫学研究で示される0.4μT(4ミリガウス)を規制値に採用することについて、WHOは否定的な見解を示しています。 ◇電力設備(送電線・変換所等)からの電界、磁界の強さは法令*で200μT(2000ミリガウス)以下と定められており、弊社ではこの規制を守るよう電力設備を建設・管理しており、今回の計画においてもこの規制値以下とします。 ※「電気設備に関する技術基準を定める省令」(第27条の2)

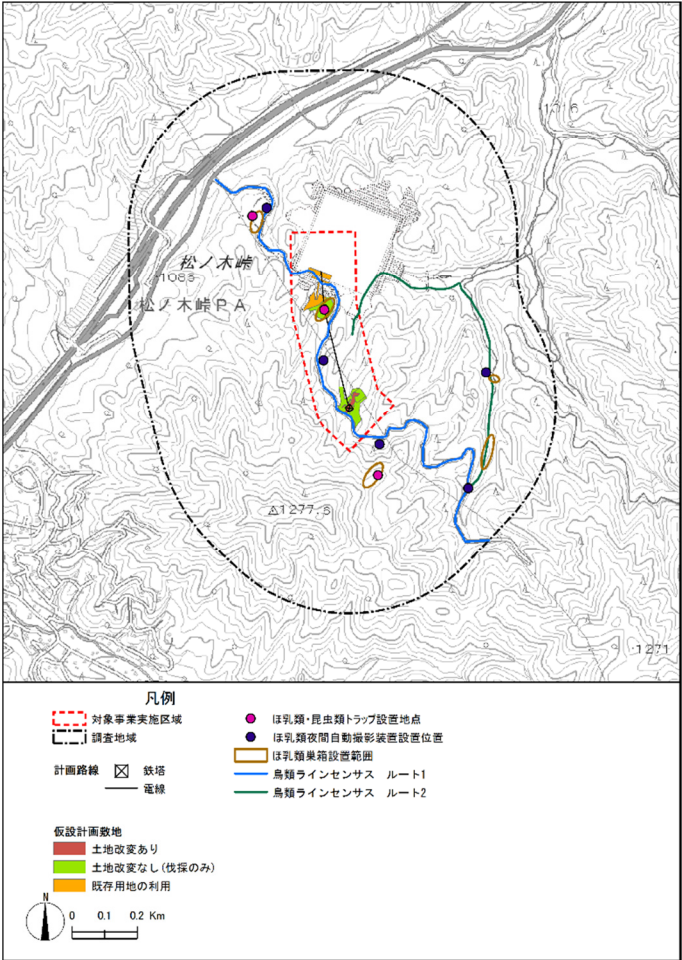
住民等意見		また、評価を行うにあたっては、高圧鉄塔や高圧線だけでなく、変換所の影響も必ず含めること。	
	調査等の方法	◎方法書 p.97 に、「猛禽類については、周辺に生息が予測されるオオタカ等を想定し、11～7月の期間で毎月行う。」とあるが、巢外育雛期の利用域、行動圏をきちんと把握し、影響を評価する必要があるため、少なくとも8月まで行う必要がある。	◇対象事業実施区域は中部日本海側であり、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(環境省 平成24年)によると、オオタカの幼鳥は中部日本海側で6月下旬～7月中旬(ピークは7月上旬)に巣立つとされているため、巣立ち後の巢外育雛期に関しても11月～7月の調査期間で影響を評価できるものと考えました。
	その他	◎本件アセスについて、中部電力HPにまとめたコーナーを作り、方法書等これまでの関連文書をいつでも一覧できるようにすること。また、アセスへの意見書の提出方法が縦覧場所での投函や郵送に限られているが、今後はメールやFAX等での受付も可能とするよう強く求める。例えば、JR東海のリニア中央新幹線のアセスの際には、同社がWEB上に意見記入フォームを設けて受け付けていた。	◇方法書等の関連文書は、弊社ホームページ及び岐阜県公式ホームページからのリンクにより、閲覧し易い環境を整備しました。また、要約書については縦覧期間が過ぎても閲覧できるように対応させていただきます。 ◇ご意見の提出方法については、弊社としては従来通り、書面にて意見書を確実に受け取ることができる方法(縦覧場所にある意見箱への投函及び弊社への郵送)とさせていただきます。
知事意見	総括的事項	◎当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定手法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。	◇環境影響評価を行う過程において、文献及び現地調査で新たな事情が発見された項目については、追加調査を行う等、適切な対応を行い、予測及び評価を行いました。
	地形・地質	◎準備書を作成するにあたっては、最新の地質図を引用すること。	◇準備書では、最新の地質図「岐阜県地質図[ジオランドぎふ]」(平成26年11月公開)を引用しました。
	動物	◎動物に対する影響の予測及び評価にあたっては、猛禽類等が鉄塔又は送電線に衝突する危険性についても含めて行うこと。 また、必要に応じ衝突防止策についても専門家と協議した上で、検討すること。	◇猛禽類等が鉄塔又は送電線に衝突する危険性については、現地調査の結果及び衝突に関する既往事例を基に専門家と協議し、総合的に予測及び評価を行いました。
	植物	◎植物に対する影響の予測及び評価にあたっては、各種の森林に関する計画について所管する行政機関から十分に情報を得るとともに、人工林と天然林との林相の違いに分けて行うこと。	◇国有林の管理者である飛騨森林管理署の森林施業計画等を把握すると共に、人工林と天然林の林相の違い等を考慮して、予測及び評価を行いました。
	植物・生態系	◎工事に伴う植林及び緑化にあたっては、生態系を乱すような安易な方法を取らないよう十分に検討し、その方策を明らかにすること。 また、検討にあたっては、専門家の意見や他の事例を参考にすること。	◇植林及び緑化の方法については、国有林の管理者である飛騨森林管理署及び専門家とも協議を行い、植林は伐採前に生育していた樹種を基本とした植樹とし、緑化は草本を利用した表土保護を基本とした緑化計画としました。緑化に用いる草本の種子は、関係地域内に生育する草本の種子を採集・利用する方法を検討しましたが、表土流出を防止するための緑被が得られるか不確実なため、実績のある外来緑化植物のうち、環境省が公表する「生態系被害防止外来種リスト」非掲載種を用いる計画としました。
	生態系	◎生態系の調査にあたっては、水環境、土壌等の生態系に関連する項目についても情報収集しながら行うこと。	◇生態系の調査にあたっては、専門家の指導に基づき、水環境、土壌の調査を実施し、情報収集を行いました。 ◇水環境については水質及び流量調査、土壌については表層土壌の水分量・酸度(pH)等を調査し、情報収集を行いました。
		◎工事に伴う表層土壌の埋戻しについては、生態系の維持がされやすくなる方法を検討すること。	◇表層土壌の埋戻しについては、表層土壌を仮置きし、埋戻しの最後に表層土壌を戻す計画としました。
	文化財	◎事業対象区域内において、周知されていない遺跡または埋蔵文化財が存在する可能性があるため、所管の教育委員と十分に協議し、適切に対応すること。	◇高山市教育委員会文化財課と現地踏査を行い、対象事業実施区域内において周知されていない遺跡又は埋蔵文化財がないことを確認しました。 ◇工事着手後に遺跡又は埋蔵文化財が確認された場合には、高山市教育委員会文化財課と協議を行い、適正に対応します。
	触れ合い活動の場	◎事業対象区域近辺は自然豊かであり、人々が魚釣り、散策等に訪れるため、人と自然の触れ合いに対する影響についても配慮すること。	◇対象事業実施区域は通常施錠された国有林内であるため、触れ合い活動の場ではありません。なお、対象事業実施区域近辺で自然との触れ合いに訪れる人々に対するアクセスへの影響を低減するため、工事看板の設置や交通整理等について配慮する計画としました。
	景観	◎景観に対する影響の予測及び評価にあたっては、景観及び自然環境への影響が小さくなるような鉄塔の色彩及びデザインについても検討し、その見解を明らかにすること。	◇鉄塔のデザインについては、限られた敷地の中で建設するため、電線を縦に並べ、電気上の保安が確実に確保できることを前提に、コンパクトにできる形を採用します。 ◇色彩については、関係行政と協議しながら検討を行い、景観及び自然環境への影響が小さくなる鉄塔の色彩を採用します。
	その他	◎工事等のため大型車両が既設林道を通ることで、林道や法面が損傷するおそれがあることから、管理者と協議し適切に対応すること。	◇工事着手前には林道の舗装・法面状況等を事前に確認し、万一弱そうなところがあれば、鉄板等で補強し、損傷を与えないように工事を実施します。 ◇工事完了後は道路管理者と現地の確認を行い、補修等が必要であれば実施します。
		◎前述への対応について、準備書に記載すること。	◇前述への対応について、準備書に記載しました。

調査等の項目、方法、調査結果、予測及び環境保全対策①

環境項目	調査項目	調査地域	調査期間・頻度等、調査方法
動物	○分布状況 ○貴重な動物の状況	図Aの範囲 (猛禽類) 図Bの範囲	既存の文献又は資料調査、現地調査を行った。 既存の文献又は資料調査は、関係地域及びその周辺を対象に調査を行った。 現地調査は動物の種類ごとに表1のとおり行った。
植物	○植物相 ○植生 ○貴重な植物種及び植物群落又は貴重な植物個体の状況 ○潜在自然植生 ○森林計画の概要	図Aの範囲	既存の文献又は資料調査、現地調査を行った。 既存の文献又は資料調査は、関係地域及びその周辺を対象に調査を行った。 現地調査は春、初夏、夏、秋の4回。 植物相は、調査地域を現地踏査し、生育する植物の種を同定し記録した。 植生は、調査地域について、空中写真解析や現地踏査により群落区分を行い、代表的な区分ごとに原則として複数の植生調査点を設定し、現地において植物社会学的群落調査を行うとともに、各調査地点の現況写真を撮影した。また、調査結果に基づき群落組成表、植生断面図を作成するとともに現存植生図を作成した。 貴重な植物種、植物群落及び植物個体は、調査地域を現地踏査し、現況写真撮影等により生育状況を把握するとともに、概要表、確認位置図を作成した。 潜在自然植生は、既存の文献又は資料及び植生調査結果に基づき、地域の潜在自然植生図を作成した。 森林計画は、中部森林管理局及び高山市が定める森林計画等を整理した。

表1 「動物」現地調査の調査期間・頻度等、方法

種類	調査期間・頻度等、方法
ほ乳類	【調査期間・頻度】春、夏、秋、冬の4回。 【調査方法】トラップ法（小型ほ乳類に限る）、夜間自動撮影装置設置、バットディテクター法（コウモリ類を対象）、巣箱の設置（ヤマネ等小型ほ乳類及びコウモリ類を対象）及びフィールドサイン法等の任意確認調査を行った。
鳥類	【調査期間・頻度】春、繁殖期、夏、秋、冬の5回。 猛禽類については11～7月（毎月）を2期。 【調査方法】現地調査はラインセンサス法によるほか、任意確認調査を行った。また、フクロウ類の生息確認のため夜間に鳴き声の聞き取り調査を4、5月に各1回、6月に4回行った。猛禽類は定点調査を行った。（トビは調査対象種としない）。
両生類 は虫類 陸産貝類	【調査期間・頻度】早春、春、夏、秋の4回。ただし、早春は両生類の産卵期における調査。 【調査方法】任意確認調査を行った。
水生生物	【調査期間・頻度】早春、春、夏、秋の4回。ただし、早春は昆虫類の羽化期前における調査。 【調査方法】魚類はタモ網による採集及び目視調査を行った。また、底生動物はコドラート法による定量採集、任意採集等を行った。
昆虫類	【調査期間・頻度】春（2回）、夏（2回）、秋（1回）の5回。 【調査方法】ライトトラップ法、ベイトトラップ法による調査のほか、スウィーピング法、ビーティング法、FIT法等による任意採集、任意確認調査を行った。



図A 対象事業実施区域から約500mの範囲
（代表例として「動物」の調査地点を記載）

調査結果	予測結果	主な環境保全対策
ほ乳類 7 目 12 科 15 種、鳥類 10 目 29 科 61 種、両生類 2 目 5 科 6 種、は虫類 1 目 3 科 6 種、陸産貝類 4 目 10 科 12 種、魚類 2 目 2 科 4 種、底生生物 4 綱 13 目 63 科 183 種、昆虫類 16 目 244 科 1,156 種が現地調査で確認された。 貴重な動物は、ほ乳類 2 目 2 科 2 種、鳥類 6 目 10 科 16 種、両生類 2 目 4 科 4 種、陸産貝類 1 目 2 科 2 種、魚類 1 目 1 科 1 種、昆虫類 3 目 5 科 5 種が現地調査で確認された。なお、は虫類、底生生物では確認されなかった。	影響は極めて小さい。 ・ 改変予定地で確認された貴重な動物は、調査地域内外を広く利用している。 ・ 調査地域内には猛禽類は営巣していない。 ・ 新設される鉄塔が阻害する移動経路は非常に小さく、移動の妨げにはならない。	・ 土地利用にあたっては、地形等を十分に考慮し、改変面積を極力小さくする。 ・ 鉄塔の形状はできるだけ小さい形状を採用する。 ・ 鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、仮設の切土盛土は最低限とし、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・ 造成工事は、土砂や濁水の流出を防止する。 ・ 可能な限り低騒音、低振動型の建設機械を使用する。 ・ 工事工程等の調整により工事関係車両台数を平準化し、ピーク時の台数を低減する。 ・ 緑化は、伐採前に生育していた樹種や「生態系被害防止外来種リスト」（環境省公表）非掲載種を用いる。
植物相として、95 科 464 種が現地調査で確認された。 植生は、植物群落は 16 の植生区分と 4 つの土地利用単位が確認された。ブナ群落、スギ・ヒノキ植林、カラマツ植林が広く分布していた。尾根部にはキタゴヨウクロベ群落、谷筋にはサワグルミ群落が多く分布していた。植生区分はいずれも代償植生、池沼植生又は植林地・耕作地であり、自然植生に該当するものは確認されなかった。 貴重な植物種は、13科16種が現地調査で確認された。ただし、貴重な植物群落及び貴重な植物個体は確認されなかった。 潜在自然植生は、調査地域の大部分がチシマザサ・ブナ群団、尾根部はアカミノウツギ・クロベ群集、谷地はジュウモンジ・ダサワグルミ群集と推定された。 森林計画は、調査地域内に国有林及び民有林があり、それぞれ水源涵養に関する森林に機能類型・区分されていた。	影響は極めて小さい。 ・ 改変予定地に生育する貴重な植物種は、改変予定地周辺に広く生育していることが確認されている。 ・ 鉄塔敷となる範囲は植生の変化によって、森林計画で指定されている機能類型・区分の「水源涵養タイプ」の機能の一部に影響があると考えられるが、調査地域の「水源涵養タイプ」の森林面積約 153.2ha に対して、改変は 0.2ha と非常に狭い範囲に限られる。	

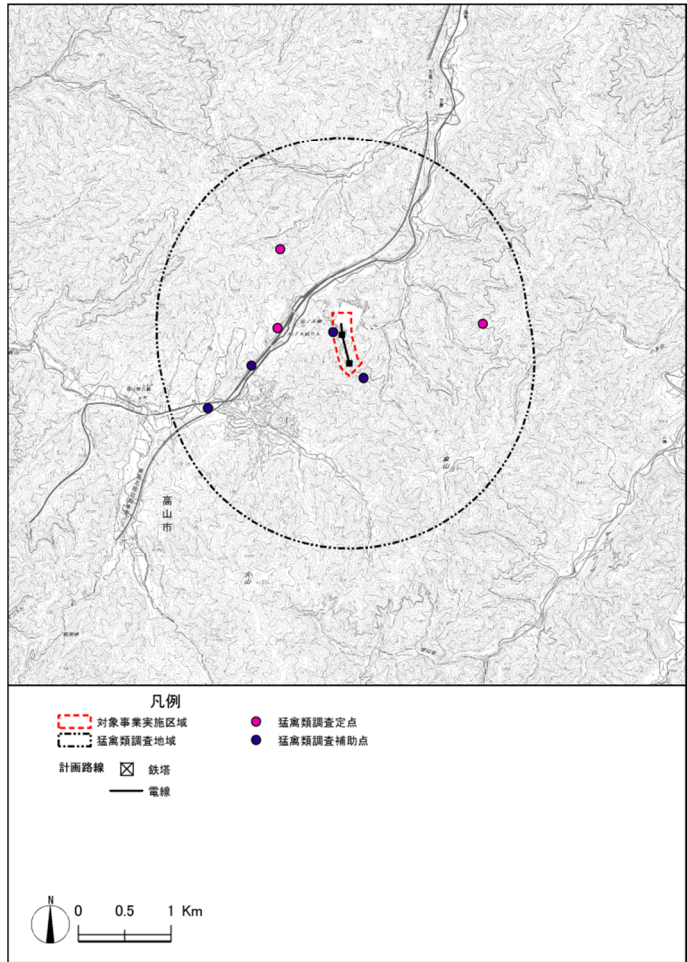


図 B 対象事業実施区域から約 2 km の範囲
（「動物（猛禽類）」の調査地点を記載）

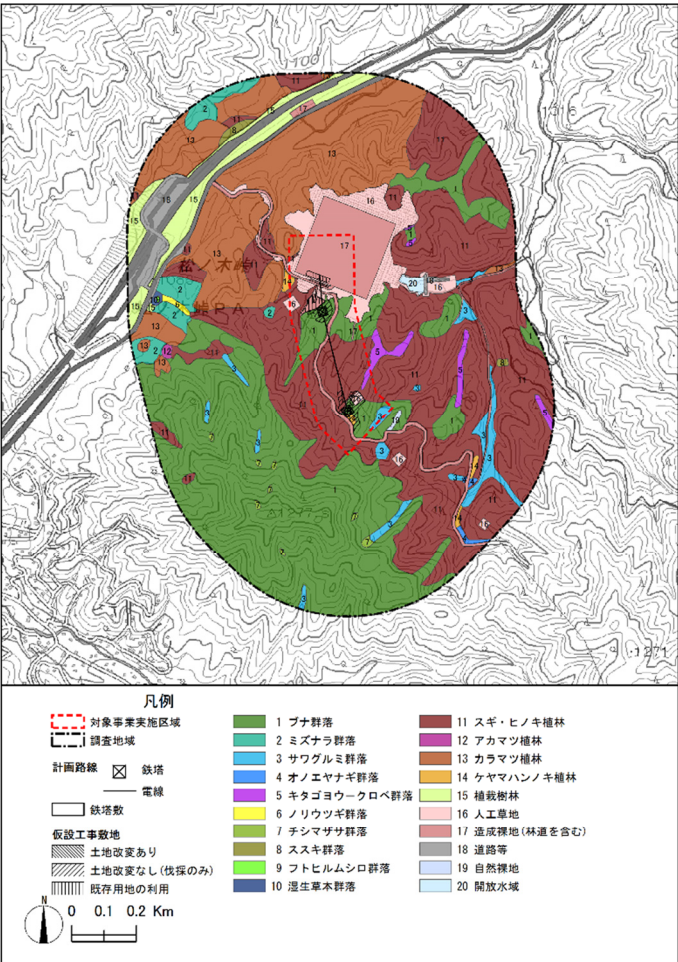
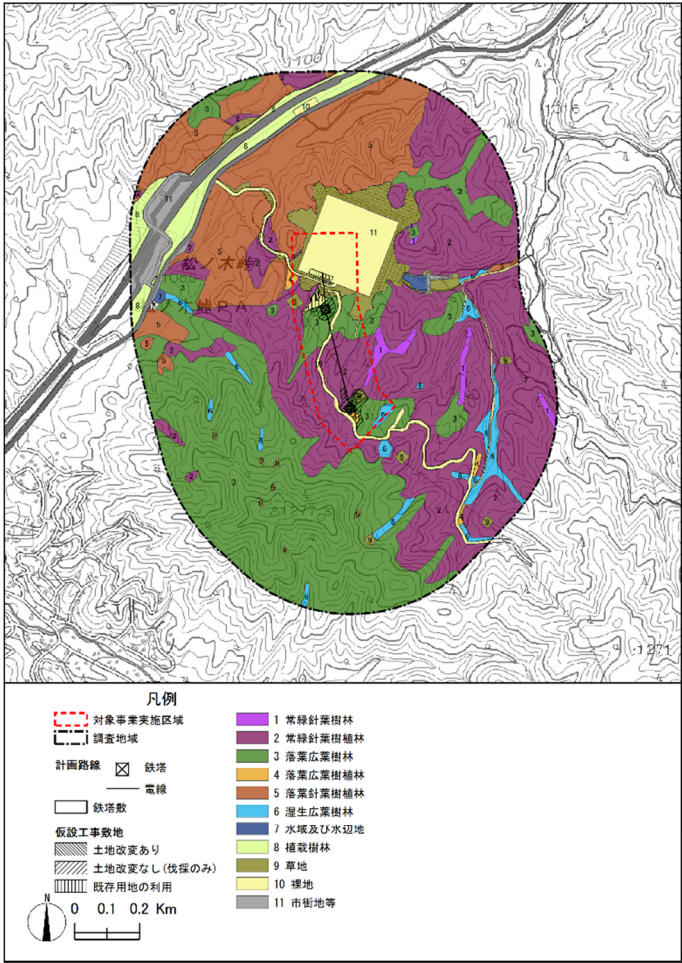


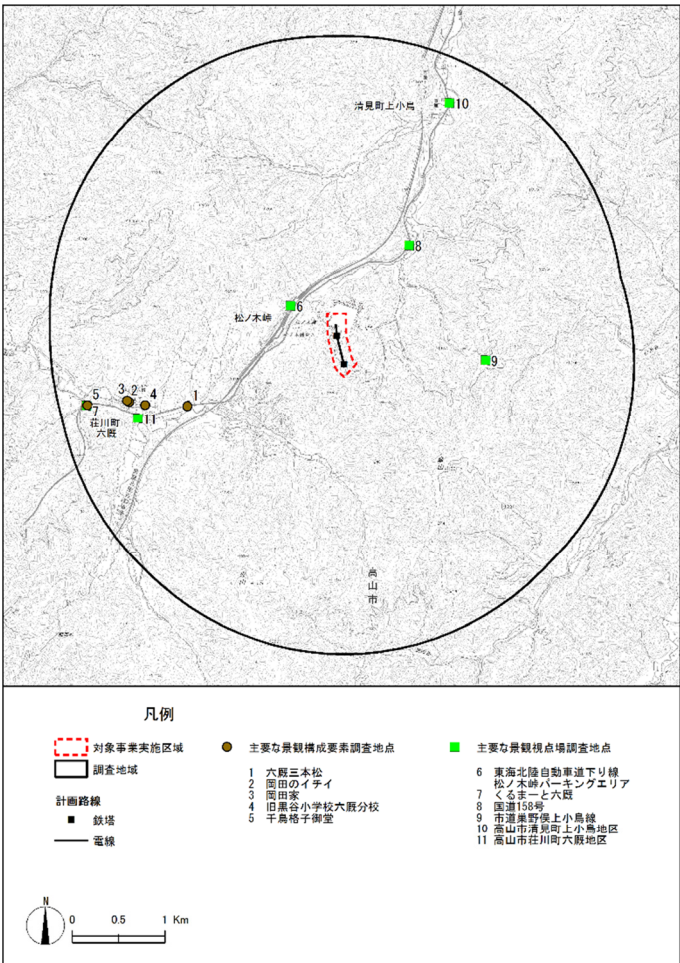
図 C 現存植生図

調査等の項目、方法、調査結果、予測及び環境保全対策②

環境項目	調査項目	調査地域	調査期間・頻度等、調査方法
生態系	○生態系の概況 ○貴重な種の生態 (他の動植物との関係等生息環境又は生育環境の状況)	図Aの範囲 (上位性) 図Bの範囲	年間を通じた時期とした。 地形・地質、動物、植物等の関連する環境項目の調査結果から、生態系の類型区分を行うとともに、上位性、典型性、特殊性の観点から注目種を選定し、これらの生態、他の動植物との関係、生息・生育環境を把握した。
電波障害	○地域の地形、土地利用、既設の建設物等の状況 ○テレビ電波の状況 ○地域のテレビ受信状況 ○地域のテレビ受信形態	図Eの範囲	既存の文献又は資料調査、現地調査を行った。 現地調査は1回。 地域の地形、土地利用、既設の建設物等の状況及び地域のテレビ受信形態を確認するとともに、テレビ電波測定車によりテレビ受信状況について測定を行った。
景観	○主要な景観構成要素 ○主要な景観視点場 ○特に配慮すべき地形・地質、生態の状況	図Eの範囲	既存の文献又は資料調査、現地調査を行った。 現地調査は、四季の変化が把握できるよう年間を通じた時期に、現地における観察記録や写真撮影等の映像取材を行った。



図D 環境類型区分



図E 対象事業実施区域から約3kmの範囲
(代表例として「景観」の調査地点を記載)

調査結果	予測結果	主な環境保全対策
調査地域の動植物、水環境、土壌環境の調査結果から、調査地域は常緑針葉樹林、落葉広葉樹林、湿生広葉樹林等、11 の環境類型に区分された。 上位性注目種として選定したノスリは、2 期の調査で 133 回確認された。調査地域内での営巣はないと推定された。 典型性注目種として選定したブナ（ブナ群落）は、調査地域の南西部に広く分布していた。	影響は極めて小さい。 ・ノスリは調査地域内には営巣しておらず、主な採餌範囲は対象事業実施区域より南西側の範囲と考えられた。 ・伐採によって消失するブナ群落は予測地域内のブナ群落全体の 1.2% と非常に小さい。	・土地利用にあたっては地形等を十分に考慮し、改変面積を極力小さくする。 ・鉄塔の形状はできるだけ小さい形状を採用する。 ・鉄塔敷を平坦にするための造成を行わないとともに、仮設備の切土盛土は最低限とし、工事完了後に可能な限り原形復旧する。 ・造成工事は、土砂や濁水の流出を防止する。
調査地域にある集落は標高 1,000m 程度の平坦地で、周囲を 1,100～1,400m 程度の山に囲まれている。テレビ受信の可能性のある 3 つの中継局の電波は、いずれも視聴に必要な電圧が得られなかった。受信形態は主に共同受信（ケーブルテレビ）及び衛星放送であり、個別アンテナは無かった。なお、調査地域内に共同受信アンテナは存在しなかった。	影響はない。 ・主なテレビ受信形態である共同受信アンテナは予測地域内にない。	—
主要な景観構成要素は、自然景観要素として天然記念物が 2 件、文化景観要素として歴史的建造物等が 3 件、合計 5 件が存在していた。 主要な景観視点場からの眺望は、6 地点の主要な景観視点場候補地を抽出し、調査を行った結果、新設される鉄塔が視認される景観視点場が 2 地点あった。 特に配慮すべき地形・地質、生態の状況に該当する該当する景観構成要素は確認されなかった。	影響は大きくない。 ・視認される鉄塔は 1 基増えるものの、既設の越美幹線が手前に存在し、垂直見込角については、当該既設鉄塔が最も大きいことには変わりはない。	・新設する鉄塔の色彩は、背景との調和を図るとともに、既設鉄塔との対比による際立ちの影響を低減するため、保安上必要な部分を除き、既設の越美幹線と同じ亜鉛メッキ色（N7 相当）を採用する。



主要な景観視点場における眺望景観の予測結果（東海北陸道下り線松ノ木峠パーキングエリア）

総合評価

環境項目ごとの影響の予測評価に当たり講じることとした環境保全対策を実施することによって、いずれの項目においても本事業による影響は回避または低減されていると評価される。また、これら環境保全対策は、互いに相反することなく事業者により全て実施しうるものである。

以上のことから、環境保全対策を実施することにより、本事業による環境影響は実行可能な範囲内で回避または低減されているものと総合的に評価する。

事後調査

事後調査については、「岐阜県環境影響評価技術指針」において、「予測の不確実性が大きい場合または効果に係る知見が不十分な環境保全対策を講じる場合において、工事中及び供用後の環境の状況を把握することを目的とする」とされている。本事業に係る環境影響評価については上記項目に該当しないことから、事後調査は実施しないこととする。

環境影響評価準備書の縦覧について

縦覧場所		縦覧期間	縦覧時間	備考
自治体施設	○岐阜県庁 6階 環境生活部 環境管理課内	平成28年8月12日（金） ～ 平成28年9月12日（月）	午前9時00分 ～ 午後5時00分	土曜日、日曜日、 祝日は除きます。
	○高山市役所 2階 環境政策部 環境政策推進課内			
	○高山市役所清見支所 地域振興課内			
	○高山市役所荘川支所 地域振興課内			
当社事業場	○中部電力（株）高山営業所 1階 契約課内			

当社ホームページでもご覧になれます。（<http://www.chuden.co.jp>）

環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所で備え付けの意見箱にご投函くださるか、平成28年9月26日（月）[当日消印有効]までに意見書を中部電力株式会社 岐阜支店 用地部 用地課までお寄せください。

環境影響評価準備書に関するお問い合わせ先

中部電力株式会社
岐阜支店 用地部 用地課
〒500-8707 岐阜県岐阜市美江寺町2-5
TEL: 058-264-3338

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図及び電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平28情複、第33号）